

# インフルエンザの出席停止期間は

発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児は3日)を経過するまで

平成 24年 4月 1日から変わっています。



早く熱が下がって元気なようでも、他の人に感染させる可能性がありますので、自己判断での登校はできません。「他の人に感染させる危険性がなくなるまで」を出席停止期間として法律で定めています。解熱した日によって出席停止期間が変わってきますので、下記の具体例を参考にしてください。

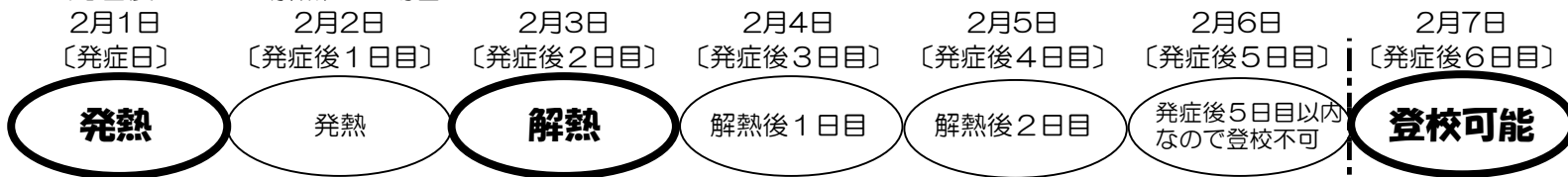
## 【出席停止期間の具体例】

**発症日 = 最初に発熱した日です。**

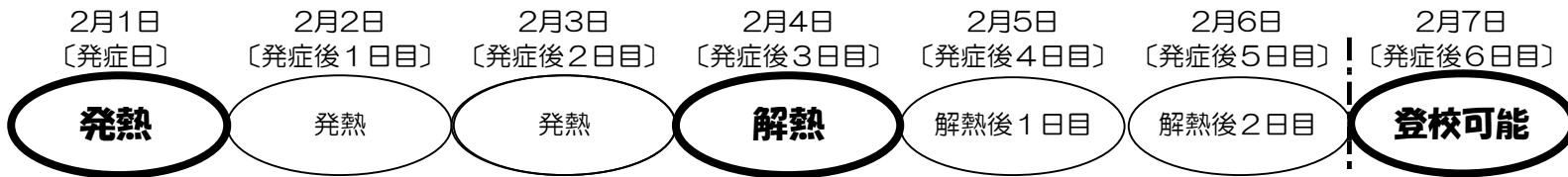
発症後5日を経過したとは、最初に発熱した日の**翌日から5日**経過したということです。

解熱後2日を経過したとは、解熱した日の**翌日から2日**経過したということです。

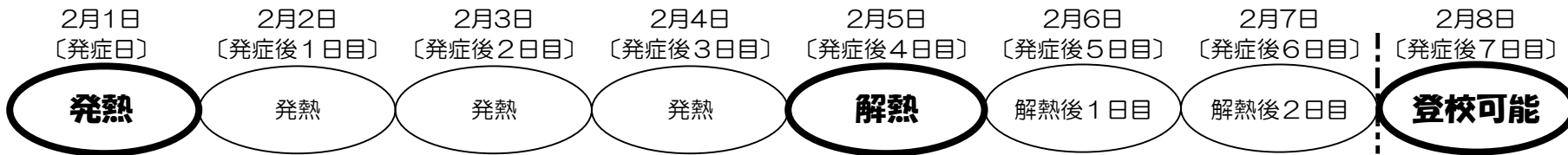
### ★ 発症後2日目に解熱した場合



### ★ 発症後3日目に解熱した場合



### ★ 発症後4日目に解熱した場合



### ★ 発症後5日目に解熱した場合

